

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に基づく行政処分の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第54号。以下「条例」という。）に基づき、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う指示、停止命令及び廃止等命令に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海水浴場の開設者 条例第5条第1項の規定により届出をした者をいう。
- (2) 催物の開催者 条例第11条第1項の規定により届出をした者をいう。
- (3) 海域レジャー事業 条例第15条第1項各号に掲げる事業をいう。
- (4) 海域レジャー事業者 条例第15条第1項の規定による届出をした者をいう。
- (5) プレジャーボート提供業届出者 条例第15条第1項の規定により同項第1号の事業を営むことについて届出をした者をいう。
- (6) マリーナ業届出者 条例第15条第1項の規定により同項第2号の事業を営むことについて届出をした者をいう。
- (7) カヌー等提供業届出者 条例第15条第1項の規定により同項第3号の事業を営むことについて届出をした者をいう。
- (8) 潜水業届出者 条例第15条第1項の規定により同項第4号の事業を営むことについて届出をした者をいう。
- (9) スノーケリング業届出者 条例第15条第1項の規定により同項第5号の事業を営むことについて届出をした者をいう。
- (10) 水上設置遊具運営業届出者 条例第15条第1項の規定により同項第6号の事業を営むことについて届出をした者をいう。
- (11) 指示 条例第31条第4項の規定に基づき、海水浴場の開設者及び海域レジャー事業者に対して指示を行うことをいう。
- (12) 停止命令 条例第32条第1項の規定に基づき、海水浴場の開設者、催物の開催者及び海域レジャー事業者（以下「海水浴場の開設者等」という。）に対し、海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は海域レジャー事業を営むことについて、その全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (13) 廃止等命令 条例第32条第2項から第4項の規定に基づき、海水浴場の開設者等に

対し、海水浴場の廃止、催物開催の中止又は海域レジャー事業の廃止を命ずることをいう。

(14) 条例違反行為 海水浴場の開設者等が条例に違反する行為をいう。

(15) 条例違反行為等 条例違反行為又は指示に違反する行為をいう。

(16) 停止命令対象行為 停止命令の理由とした条例違反行為等をいう。

(17) 停止期間 停止命令において、海水浴場の開設者等が海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は事業を営むことを停止しなければならない期間をいう。

(条例違反行為等の分類)

第3条 条例違反行為等は、その軽重に応じ、別表に定めるとおり、A、B、C、D及びEに分類するものとする。

(勧告及び公表と停止命令との関係)

第4条 海水浴場の開設者及び海域レジャー事業者が行った条例違反行為について、条例第31条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による公表を行う場合であっても、特に必要があると認める場合、当該条例違反行為について、条例第32条第1項の規定による停止命令を併せて行うことを妨げない。

(指示と停止命令との関係)

第5条 海水浴場の開設者及び海域レジャー事業者が行った条例違反行為について、条例第31条第4項の規定による指示を行う場合であっても、特に必要があると認める場合、当該条例違反行為について、条例第32条第1項の規定による停止命令を併せて行うことを妨げない。

(指示の個数)

第6条 1個の条例違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の条例違反行為に対して1個の指示を行うこと及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(停止命令を行うべき場合)

第7条 次のいずれかに該当する場合は、停止命令を行うものとする。

(1) 海水浴場の開設者等が、A、B又はCに分類される条例違反行為等を行ったとき。

(2) 海水浴場の開設者等が、条例違反行為等を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 海水浴場の開設者等が、当該条例違反行為等と同種又は類似の条例違反行為等を繰り返し行っているとき。

イ 海水浴場の開設者等が、罰則の適用がある当該条例違反行為等によって検挙されたとき。ただし、起訴相当として送致したときに限る。

ウ 海水浴場の開設者等が、当該条例違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

エ 海水浴場の開設者等が、当該条例違反行為等に起因するところにより、人の死亡又は行方不明を伴う水難事故を惹起したとき。

オ ア、イ、ウ及びエに掲げるもののほか、海水浴場の開設者等が引き続き海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は海域レジャー事業を営んだ場合において、水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産を保護する必要があると認められるとき。

(停止命令の個数)

第8条 1個の条例違反行為等については、1個の停止命令を行うものとする。

(海域レジャー事業者に係る停止命令の範囲)

第9条 停止命令の対象となる海域レジャー事業者が2以上の海域レジャー事業を営んでいる場合は、全ての海域レジャー事業に対して停止命令を行うものとする。ただし、停止命令対象行為に係る特定の海域レジャー事業に対して停止命令を行うことで目的が達成できる場合には、その特定の海域レジャー事業に対して停止命令を行うことができる。

2 停止命令の対象となる海域レジャー事業者が2以上の事業所を有し、各事業所において1又は2以上の海域レジャー事業を営んでいる場合は、当該各事業所における全ての海域レジャー事業に対して停止命令を行うものとする。ただし、停止命令対象行為に係る特定の事業所における海域レジャー事業に対して停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その特定の海域レジャー事業に対して停止命令を行うことができる。

(基準期間)

第10条 停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる条例違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。
- (2) B 基準期間は3月、短期は40日、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は40日、短期は20日、長期は6月とする。
- (4) D 基準期間は20日、短期は10日、長期は80日とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は5日、長期は40日とする。

(観念的競合)

第11条 海水浴場の開設者等が行った1個の行為が、2個以上の条例違反行為等に該当するものである場合において、停止命令を行うときは、第8条の規定にかかわらず、1個

の停止命令を行うものとする。

前記により停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、各条例違反行為等について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(停止命令の併合)

第12条 条例違反行為等に該当する行為が、2個以上行われた場合において、停止命令を行うときは、第8条の規定にかかわらず、1個の停止命令を行うものとする。

前記の規定により停止命令を行うときの基準期間、短期及び長期は、第10条の規定にかかわらず、それぞれ次に定めるとおりとする。ただし、これらの期間は、6月を超えることはできない。

- (1) 基準期間 各条例違反行為等について、第10条の規定により定められた基準期間の最も長いものに、その2分の1の期間を加算した期間
- (2) 短期 各条例違反行為等について、第10条の規定により定められた短期のうち最も長いもの
- (3) 長期 各条例違反行為等について、第10条の規定により定められた長期のうち最も長いものに、その2分の1の期間を加算した期間

(常習違反加重)

第13条 海水浴場の開設者等が停止命令を受けた日から3年以内に、当該海水浴場の開設者等に停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、当該条例違反行為等について、同条に規定する基準期間、短期及び長期に、それぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

(停止期間の決定)

第14条 海水浴場の開設者等に次の各号に規定する事由がないときは、第10条から第13条までの規定により定められた基準期間を停止期間とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事由があるときは、第10条から第13条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を停止期間とすることができる。

ア 海水浴場の開設者等が、暴行又は脅迫を受けて停止命令対象行為を行ったこと。

イ 海水浴場の開設者等が、停止命令対象行為と同種又は類似の条例違反行為等が将来において行われることを防止するための措置や停止命令対象行為により生じた条例違反状態を解消し、又は回復するための措置を自主的にとり、かつ、改悛の情が著しいこと。

(2) 次のいずれかに該当する事由があるときは、第10条から第13条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を停止期間とすることができる。

ア 停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

イ 条例に違反した程度が著しく大きいこと。

ウ 海水浴場の開設者等が停止命令対象行為を行った日前3年以内に、当該海水浴場の開設者等が、当該停止命令対象行為と同種又は類似の条例違反行為等をしたことを理由として、停止命令を受けたことがあること。

エ 海水浴場の開設者等が、停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

オ 海水浴場の開設者等に改悛の情が見られないこと。

カ 利用者等からの苦情が多数あること。

キ 停止命令対象行為により生じた海域等利用者の被害が甚大であること。

ク 停止命令対象行為の結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(廃止等命令との関係)

第15条 条例第5条第3項、第14条及び第18条に該当する場合は廃止等命令を行うものとし、停止命令は行わないものとする。

別表（第3条関係）

条例違反行為等及び対象者	関係条項	分類
1 開設等届出書等の虚偽記載違反 (1) 海水浴場の開設者 (2) 催物の開催者 (3) 海域レジャー事業者	第5条第1項 第11条第1項、第44条第2項第2号 第15条第1項、第44条第2項第2号	B B B
2 変更・廃止等の届出義務違反 (1) 海水浴場の開設者 (2) 催物の開催者 (3) 海域レジャー事業者	第6条 第12条、第44条第2項第3号 第16条、第44条第2項第3号	D D D
3 変更・廃止等届出書等虚偽記載違反 (1) 海水浴場の開設者 (2) 催物の開催者 (3) 海域レジャー事業者	第6条 第12条、第44条第2項第2号 第16条、第44条第2項第2号	D D D
4 名義貸し禁止違反 (1) 海水浴場の開設者 (2) 催物の開催者 (3) 海域レジャー事業者	第5条第4項、第43条第1号 第11条第4項、第43条第1号 第15条第3項、第43条第1号	A A A
5 事故防止等の措置義務違反 (1) 海水浴場の開設者 (2) プレジャーボート提供業届出者 (3) カヌー等提供業届出者 (4) 潜水業届出者 (5) スノーケリング業届出者 (6) 水上設置遊具運営業届出者	第8条第1項第1号から第6号まで、 第44条第1項第2号 第19条第1項第1号から第10号まで、 第44条第1項第2号 第21条第1項第1号から第12号まで、 第44条第1項第2号 第22条第1項第1号から第8号まで、 第44条第1項第2号 第23条第1項第1号から第9号まで、 第44条第1項第2号 第24条第1項第1号から第8号まで、 第44条第1項第2号	D D D D D D
6 遊泳区域における禁止事項違反 (1) プレジャーボート提供業届出者 (2) カヌー等提供業届出者	第9条第3項 第9条第3項	E E
7 公安委員会が設置した標識の移動・損壊 (1) 海水浴場の開設者 (2) 催物の開催者 (3) 海域レジャー事業者	第9条第5項、第43条第2号 第9条第5項、第43条第2号 第9条第5項、第43条第2号	D D D
8 遊泳区域における禁止事項違反に対する警察官の指示違反 (1) 海水浴場の開設者 (2) 催物の開催者 (3) 海域レジャー事業者	第10条、第43条第6号、第44条第1項第1号 第10条、第43条第6号、第44条第1項第1号 第10条、第43条第6号、第44条第1項第1号	D D D
9 プレジャーボートの操縦者の遵守事項違反		

反		
(1) プレジャーボート提供業届出者	第26条第2項及び第3項	E
(2) カヌー等提供業届出者	第26条第3項及び第4項	E
10 危険行為等の禁止		
(1) プレジャーボート提供業届出者	第27条第1号及び第2号、第42条第1号	C
(2) カヌー等提供業届出者	第27条第1号及び第2号、第42条第1号	C
11 酒酔い操縦等の禁止		
(1) プレジャーボート提供業届出者	第28条第1項及び第2項、第42条第2号及び第3号	C
(2) カヌー等提供業届出者	第28条第1項及び第2項	C
(3) 潜水業届出者	第28条第1項及び第2項、第42条第2号及び第3号	C
(4) スノーケリング業届出者	第28条第1項及び第2項、第42条第2号及び第3号	C
12 酒気帯び操縦の禁止		
(1) プレジャーボート提供業届出者	第28条第1項、第43条第3号	D
(2) カヌー等提供業届出者	第28条第1項	D
(3) 潜水業届出者	第28条第1項、第43条第3号	D
(4) スノーケリング業届出者	第28条第1項、第43条第3号	D
13 飲酒検知拒否・妨害		
(1) プレジャーボート提供業届出者	第29条第1項、第44条第1項第3号	E
(2) カヌー等提供業届出者	第29条第1項、第44条第1項第3号	E
14 事故発生時の措置義務違反		
(1) プレジャーボート提供業届出者	第30条、第42条第4号、第43条第4号、第44条第1項第4号	D
(2) カヌー等提供業届出者	第30条、第42条第4号、第43条第4号、第44条第1項第4号	D
15 公安委員会の指示処分違反		
(1) 海水浴場の開設者	第31条第4項、第44条第1項第5号	B
(2) 海域レジャー事業者	第31条第4項、第44条第1項第5号	B
16 警察官の応急の指示違反		
(1) 海水浴場の開設者	第31条第5項、第43条第6号、第44条第1項第1号	E
(2) 海域レジャー事業者	第31条第5項、第43条第6号、第44条第1項第1号	E
17 立入調査の拒否、妨害、忌避等違反		
(1) 海水浴場の開設者	第38条第1項、第44条第2項第5号	E
(2) 海域レジャー事業者	第38条第1項、第44条第2項第5号	E
18 停止命令違反		
(1) 海水浴場の開設者	第32条第1項、第43条第5号	A
(2) 催物の開催者	第32条第1項、第43条第5号	A
(3) 海域レジャー事業者	第32条第1項、第43条第5号	A

※「海域レジャー事業者」とは、条例第15条第1項の届出をした者をいう。